

路外駐車場設置及び届出の手引き

津山市都市建設部都市計画課

平成28年2月

目 次

路外駐車場の設置に関して	1
路外駐車場設置（変更）届出の手続き	2
駐車場法上の駐車場の分類	3
届出駐車場チェックリスト	4
建築物である路外駐車場	5
路外駐車場設置（変更）届出書	6
路外駐車場設置（変更）届出書 備考	7
路外駐車場設置（変更）届出書について（通知）	8
路外駐車場休止・廃止・再開・届出書	9
管理規定変更届出書	10

【参考資料】

- 駐車場法（抜粋）
- 駐車場法施行令（抜粋）
- 駐車場法施行規則（抜粋）
- 路外駐車場管理規定（例）

路外駐車場の設置に関して

1. 路外駐車場とは

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供するもの。

- (1) 一般公共の用に供するもの・・・時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。
- (2) 月極駐車場は路外駐車場に該当しない。

2. 構造及び設備の基準の適用範囲

路外駐車場で駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上のものは、関係法令の規定によるほか政令で定める技術的基準によらなければならない。

- (1) 駐車のために供する部分・・・駐車スペースのみとする。
- (2) 機械式の場合は、パレット面積(15 m²)に収容台数を乗じた面積とする。

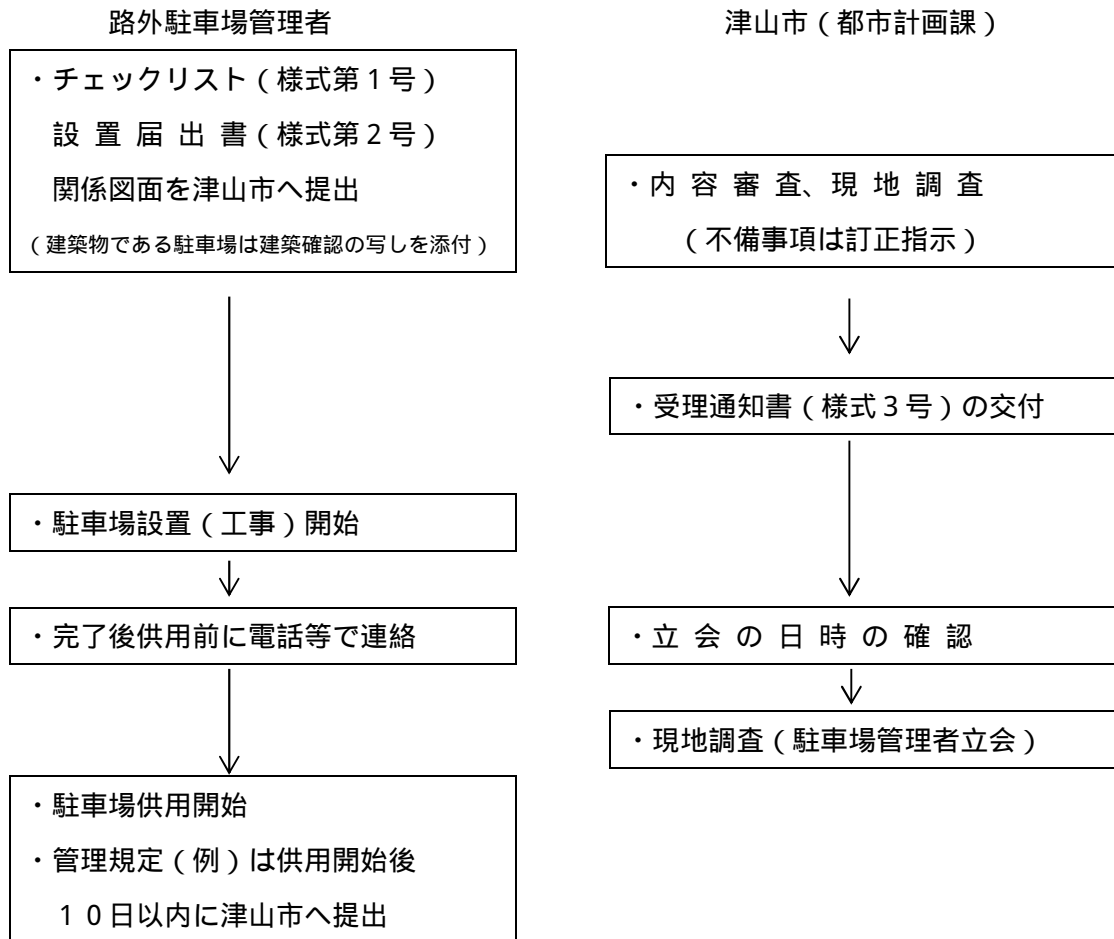
3. 設置の届出について

路外駐車場で駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上で駐車料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ規定に基づく内容を届け出なければならない。

4. 路外駐車場に関する関係法令等

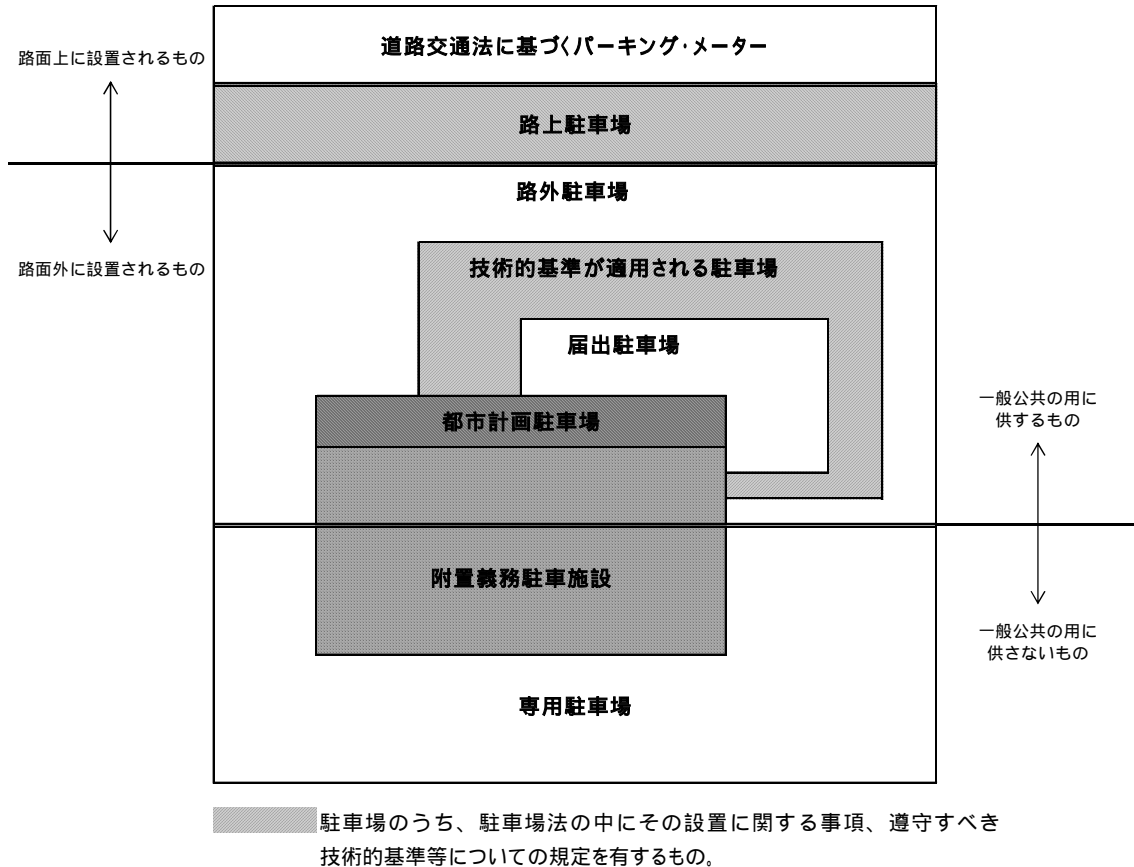
- (1) 駐車場法、同施行令、同運輸・建設省令
建築物における駐車施設の附置等に関する条例(附置義務条例)
- (2) 建築基準法、同施行令
建築物等の制限に関する条例
- (3) 消防法
- (4) 道路法
- (5) 道路交通法
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (7) 人にやさしいまちづくり条例

路外駐車場設置（変更）届出の手続き



- 1 変更届の場合、内容によっては現地調査を行わない場合があります。
- 2 路外駐車場の全部又は一部の供用を休止又は廃止したときは、10日以内に休止・廃止届（様式第4号）を提出して下さい。
- 3 管理規定を変更したときは、10日以内に管理規定変更届（様式第5号）を提出して下さい。

駐車場法上の駐車場の分類



都市計画駐車場

・都市計画駐車場とは、その対象とする駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なものでかつその位置に永続的に確保すべき、都市計画に定められる路外駐車場をいう。

届出駐車場

・届出駐車場とは、都市計画区域内に設置される自動車の用に供する部分が 500 m²以上の料金を徴収する路外駐車場をいい、都道府県知事（津山市は市長）にその位置、規模等を届出る義務を要する駐車場である。

附置義務駐車施設

・附置義務駐車施設とは、駐車場法に基づき定められた地方公共団体の条例（津山市：建築物における駐車施設の附置等に関する条例・施行規則）一定規模以上の建築物の新增設の際に義務として整備された駐車施設をいう。駐車場整備を推進していくうえで大きな役割を占めている。

(様式第1号)

届出駐車場チェックリスト

整理番号

時間貸の車室部分の面積が500㎡以上の場合、届出対象になります。

無料駐車場で車室部分の面積が500㎡以上の場合、届出は不要ですが技術的基準は適用になります。

平成 年 月 日

住所 設置者 氏名	〒() -		
駐車場名	設置場所	津山市	
収容台数	時間貸 台・その他	台・合計	台
駐車面積	㎡・	㎡・	㎡ * 駐車スペースのみ記入
駐車形態	機械式・自走式・平面・その他() * 該当項目を で囲むこと		
リスト作成者	〒() -		

全ての駐車場 *チェック欄は適合している場合は を記入のこと

	チェック	審査
1 出入口を設置できない部分 (令第7条第1項第1号)		
(1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、又はトンネル		
(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分		
(3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分		
(4) 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分		
(5) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標示柱又は標示板の位置から10m以内の部分		
(6) 踏切前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分		
(7) 横断歩道橋(地下を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分		
(8) 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入口から20m以内の道路の部分		
(9) 幅員が6m未満の道路、縦断勾配が10%を越える道路、陸橋の下、橋		
2 出入り口の安全 (令第7条第1項第2~5号) 出入り口を道路内に設ける場合は適用しない		
(1) 2以上の前面道路がある場合、自動車交通の支障の少ない道路に出入口を設けること		
(2) 駐車用の供する面積が6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、かつ、これら間の間隔を道路に沿って10m以上とする		
(3) 1.5mのすみ切りを設けること(必要な場合)		
(4) 出口から2m後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向けて左右それぞれ60度以上見通せること		
3 車路 (令第8条第2号)		
・ 交互通行の幅員5.5m以上、一方通行の幅員3.5m以上		

建築物である路外駐車場 * 大臣認定装置については警報装置以外は適用除外

	チェック	審査
1 車路の構造 （令第8条第3号）		
（1）はり下の高さ2.3m以上		
（2）屈曲部は半径5m以上の内のりで回転できること		
（3）傾斜路の勾配は17%以下		
（4）傾斜路の路面は滑りにくい材料で仕上げる		
2 車室の構造 （令第9条）・はり下の高さ2.1m以上		
3 避難階段 （令第10条） ・直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段を設置すること		
4 防火区画 （令第11条）・火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁又は甲種防火戸で区画		
5 換気装置 （令第12条）・1時間に10回以上直接外気と交換できる換気装置を設けること。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上であるものは適用除外		
6 照明装置 （令第13条）・車路面10ルクス以上、車室2ルクス以上		
7 警報装置 （令第14条）・出入口について警報装置（カーブミラー等も可）を設ける。ただし、出入口が別の場合、入口には不要		
8・確認申請の提出、審査の状況		
備考		

管理規程

	チェック	審査
記載事項（法13条第2項）		
（1）名称		
（2）管理者の氏名、住所（法人の場合は名称、所在地、代表者氏名、住所）		
（3）供用時間（休業日、開始及び終了時刻）		
（4）料金（確定額）		
（5）供用契約に関する事項（損害賠償に関する事項も含む）		
（6）構造上駐車できない自動車		
（7）附帯業務の概要		
備考		

(様式第2号)

路外駐車場設置(変更)届出書

平成 年 月 日				
津山市長		殿		
駐車場管理者の氏名又は名称及び住所				
印				
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。				
1	駐車場の名称			
2	駐車場の位置	津山市		
3 規模	イ駐車場の区域の面積	平方メートル		
	□駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	平方メートル		
	a建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		車路等の面積(B)	平方メートル	
	b建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
	車路等の面積(D)	平方メートル		
	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)	
		それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)	
4 構造	イ建築物である部分			
	□建築物でない部分			
5 設備	イ特殊の装置	a特殊の装置の有無		
		b特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の概要	認定の番号 特殊の装置の名称等	
	□それ以外の設備			
6	附帯業務のための施設			
7	従業員概数			
8	供用開始(予定)日	平成 年 月 日		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3の口の欄「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のための必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3の口のa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他特殊な設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

添付図面等（各2部）

地形図（付近見取図）	1/10,000 以上	方位、学校等記入
配置図	1/200 以上	敷地境界、前面道路幅、周辺のバス停、交差点、横断歩道等記入
各階平面図	1/200 以上	場内の設備、車路幅、屈曲部寸法等記入
立面、断面図	1/200 以上	各2面以上
大臣認定書（写）、認定条件内容書、仕様図、組立図		特殊装置を設置するもの（機械式）
管理規程、定期（月極）駐車契約書		駐車場法第13条の事項を記載
建築確認通知書の写し		建築物である路外駐車場の場合

(様式第3号)

津都都第 号
平成 年 月 日

様

津山市長

路外駐車場設置届出書について(通知)

駐車場法第12条の規定に基づき、平成 年 月 日付けで届け出のあったこと
について受理します。

同法第12条により届け出ている事項を変更しようとするときはあらかじめ市長に届け
出ることが必要です。

また、同法第14条の規定により路外駐車場の全部もしくは一部の供用を休止、廃止、
又は再開したときは10日以内に、市長に届け出ることが必要です。

なお、管理規定については、供用開始後10日以内に市長に届け出ることが必要です。

(様式第4号)

路外駐車場 休止・廃止・再開 届出書

平成 年 月 日	
津山市長 殿	駐車場管理者の氏名又は名称及び住所
印	
駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。	
1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	津山市
3 休止の内容	・全部(休止面積 m^2 / 休止台数 台) ・一部(休止面積 m^2 / 休止台数 台) ・供用を休止する期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
4 廃止の内容	・全部(廃止面積 m^2 / 廃止台数 台) ・一部(廃止面積 m^2 / 廃止台数 台) ・供用を廃止する日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5 再開の内容	・全部(再開面積 m^2 / 再開台数 台) ・一部(再開面積 m^2 / 再開台数 台) ・供用を再開する日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6 理由	
7 備考	

平面図を添付し各内容を明示すること。

再開については管理規程(写)を添付してください。また、変更が伴う場合は路外駐車場設置(変更)届出書を提出して下さい。

(様式第5号)

管理規程変更届出書

平成 年 月 日	
津山市長 殿	
駐車場管理者の氏名又は名称及び住所	
印	
駐車場法第13条第4項の規定により、次のように届け出ます。	
1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	津山市
3 変更の事項	名称・管理者住所氏名・供用時間・料金・その他()
4 変更の内容	
・変更前	
・変更後	
・変更理由	

連絡先；駐車場管理担当者名 /

* 変更後の管理規程(写)を添付してください。

駐 車 場 法 (抜粋)

(昭和三十二年五月十六日法律第百六号)

最終改正：平成二十三年一月一四日法律第一二二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。
- 五 駐車 道路交通法第二条第一項第一八号に規定する駐車をいう。

第四章 路外駐車場

(構造及び設備の基準)

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術基準によらなければならない

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出た事項を変更し

ようにするときも、また同様とする。

(管理規定)

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規定を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の管理規定には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 路外駐車場の名称

二 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

三 路外駐車場の供用時間に関する事項

四 駐車料金に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 路外駐車場管理者は、管理規定に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

(休止等の届出)

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を開始したときも、また同様とする。

(路外駐車場管理者の責務)

第十五条 路外駐車場管理者は、管理規定に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規定に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は破損について損害賠償の責任を免かれることができない。

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関

係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第十九条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

第七章 罰則

第二十一条 第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかつた者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条に規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

駐 車 場 法 施 行 令 (抜 粹)
(昭 和 三 十 二 年 十 二 月 十 三 日 政 令 第 三 百 四 十 号)

最 終 改 正 : 平 成 二 六 年 一 二 月 二 四 日 政 令 第 四 一 二 号

第 二 章 路 外 駐 車 場

第 一 節 構 造 及 び 設 備 の 基 準

(適 用 の 範 囲)

第 六 条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第 七 条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分

ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分

ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

ニ 橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構

造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右それぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。）一・三メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分

ロ トンネル

二 橋

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

- 二 自動車の車路の幅員は、イから八までに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イから八までに定める幅員とすること。
- イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 二.七五メートル(前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分(以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。)の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一.七五メートル)以上
- ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を除く。)三.五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二.二五メートル)以上
- ハ その他の自動車の車路又はその部分 五.五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三.五メートル)以上
- 三 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。
- イ はり下の高さは、二.三メートル以上であること。
- ロ 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。)は、自動車を五メートル以上の内法半径で回転させることができる構造(自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造)であること。
- ハ 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。
- 二 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(駐車の用に供する部分の高さ)

第九条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

(避難階段)

第十条 建築物である路外駐車場において、直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

(防火区画)

第十一条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火

設備をいう。)によつて区画しなければならない。

(換気装置)

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間につき十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

(照明装置)

第十三条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- 一 自動車の車路の路面 十ルクス以上
- 二 自動車の駐車のために供する部分の床面 二ルクス以上

(警報装置)

第十四条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

(特殊の装置)

第十五条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第二節 駐車料金等

(駐車料金の額の基準)

第十六条 法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えないこと。
- 二 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

(供用時間等の明示)

第十七条 法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

駐 車 場 法 施 行 規 則 (抜 粋)

(平成十二年十一月二十四日運輸省・建設省令第十二号)

最終改正：平成二六年七月二五日国土交通省令第六八号

(路外駐車場に関する届出書及び添付図面)

第一条 駐車場法 (以下「法」という。) 第十二条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設 (建築物の内部にあるものを除く。)
- ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令 (以下「令」という。) 第七条第一項に規定する道路の部分及び橋
- 三 建築物である路外駐車場にあつては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図

(路外駐車場に関する管理規定)

第二条 法第十三条第二項第三号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

- 2 法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。
- 3 法第十三条第二項第五号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第三条 法第十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- 二 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

第四条 国土交通大臣は、令第十五条に規定する特殊の装置 (以下「特殊装置」という。) であつて、構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能 (以下「安全機能」という。) について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、同条の規定に基き、令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めるものとする。

- 2 前項の場合において、特殊装置が、その安全機能について認証を受けたものであるときは、

当該特殊装置については、前項の国土交通大臣が定める基準のうち安全機能に係る部分に適合しているものとみなす。

(認証)

第五条 前条第二項の認証（以下単に「認証」という。）は、第七条から第九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が行うものとする。

2 認証を申請しようとする者（以下「認証申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る特殊装置の名称及び型式
- 三 その他登録認証機関が必要と認める事項

(認証の更新)

第六条 認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間（以下「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の駐車場法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。新規則第十三条の規定による認証事務規定の届出についても、同様とする。

3 この省令の施行前に駐車場法施行令（以下この項及び次項において「令」という。）第十五条の規定により国土交通大臣が令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めた特殊の装置については、新規則第四条第一項の規定により国土交通大臣が令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとみなす。

4 令第十五条に規定する特殊の装置については、新規則第四条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

路外駐車場管理規程(例)

1 名称

***駐車場

所在地 県 市** 丁目 番号

2 駐車場管理者

(1)所在地 県 市** 丁目 番号

(2)名称 ***駐車場株式会社

(3)電話 () (代表)

(4)代表者 代表取締役社長

第1章総則(第1条 - 第6条)

第2章利用(第7条 - 第13条)

第3章駐車料金及び算定等(第14条 - 第17条)

第4章引取りのない車両の措置(第18条 - 第21条)

第5章保管責任及び損害賠償(第22条 - 第26条)

第6章雑則(第27条)

第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日 時から 時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

(1)自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又

は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないとして認められる場合

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ○. m、幅○. m、高さ○. m及び重量 tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは出口管理事務所において係員に駐車券を返納し駐車料金を納付し出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、定期駐車件の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

(1) 徐行すること。

(2) 追い越しをしないこと。

(3) 出庫する車両の通行を優先すること。

(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他利用者は駐車場において次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。

(2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。

(3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

(4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。

(5) 場内において宿泊しないこと。

- (6) 車両を洗淨し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第 1 1 条 管理者は駐車場が満車である場合は受付を停止するほか次の場合には駐車を断り又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第 1 2 条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第 1 3 条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げ) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げ) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1ヶ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。

駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。

利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。

定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時

間の駐車時間の算定は第14条の規定による。

月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基き営業停止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。

定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場におけ

る掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）車両の保管責任を負う

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。